

○信濃町一般廃棄物集積所の搬入許可及び利用に関する規程

平成31年1月31日信濃町告示第12号

改正

令和元年7月29日告示第83号

信濃町一般廃棄物集積所の搬入許可及び利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信濃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年信濃町条例第9号。以下「条例」という。）第11条の2の規定による信濃町一般廃棄物集積所の搬入許可及び利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 信濃町一般廃棄物集積所（以下「信濃町集積所」という。） 条例第11条の2で規定する廃棄物収集施設をいう。
- (2) 可燃ごみ指定袋 条例別表第1で規定する可燃ごみの指定ごみ袋をいう。
- (3) 信濃町物集積所の利用手数料 条例別表第1で規定する料金をいう。
- (4) 集落（組）等 町、大字の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された集落（組）、別荘地に設置した一般廃棄物集積所を管理する団体をいう。
- (5) 別荘地に設置した一般廃棄物集積所 別荘分譲された地域の一般廃棄物集積所をいう。
- (6) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (7) 係員 第9条に規定する利用方法を信濃町集積所で確認する者をいう。

(処理の対象とする一般廃棄物等)

第3条 信濃町集積所は、条例別表第1で規定する一般廃棄物のうち可燃ごみ（町が設置する集積所に搬入）を対象とする。

2 信濃町集積所に搬入された可燃ごみは、信濃町が収集日を定め収集及び運搬し処分するものとする。

3 信濃町集積所の可燃ごみ搬入可能時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 信濃町が定める収集日（以下「収集日」という。）前日の午後3時から午後5時までとする。
- (2) 次に定める期間は、収集日当日の搬入を可能とし、搬入可能時間は、午前7時から午前8時までとする。

ア 4月28日から5月6日まで

イ 7月1日から9月30日まで

4 事業を営む個人が排出する可燃ごみは、家庭ごみ及び事業系ごみを併せて、収集日1回ごと30kg未満を信濃町集積所に搬入できるものとする。

(利用対象者)

第4条 信濃町集積所の利用対象者は、次のいずれかを満たす個人とする。

- (1) 居住等する集落（組）等の集積所を利用できない者
- (2) 別荘を所有又は利用する者

(信濃町集積所の許可の申請)

第5条 信濃町集積所の利用者は、信濃町一般廃棄物集積所利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(信濃町集積所の利用許可証)

第6条 町長は、前条の申請により利用許可した場合は、信濃町一般廃棄物集積所利用許可証(様式第2号。以下「許可証」という。)を交付するものとする。

2 前項で規定する許可証の有効期間は、許可の日から3年を超えない範囲で定めるものとする。

3 許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(許可の更新)

第7条 前条で規定する許可証の有効期間満了の日から起算して1月前から、更新の手続を行うことができる。

2 更新の手続は、第4条の手続に準じて行うものとする。

(許可証の再交付)

第8条 信濃町集積所の利用許可を受けた者は、前条の許可証を汚損し、又は亡失したときは、信濃町一般廃棄物集積所利用許可証再交付申請書(様式第3号)を町長に提出し、当該許可証の再交付を受けることができる。

(信濃町集積所の利用方法)

第9条 信濃町集積所の利用方法は、次のとおりとする。

(1) 信濃町のごみ分別方法により分別する。

(2) 信濃町集積所に搬入できる一般廃棄物は、可燃ごみとする。

(3) 可燃ごみ指定袋を使用し、ごみ袋の中身は見えるようにする。

(4) 信濃町集積所の利用手数料は、条例別表第1による手数料とし、可燃ごみ指定袋1袋につき信濃町一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(平成20年信濃町条例第34号)による100円の収入証紙を貼付して納入する。

(5) 信濃町集積所を利用する場合は、許可証を係員に提示し、係員の指示に従うものとする。

(許可の取消し)

第10条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、信濃町集積所を利用しようとする者の利用の許可を取り消すことができる。

(1) 前条に規定する事項に違反し、係員の注意又は指導に従わない者

(2) その他管理運営上支障があると認める場合

(補則)

第11条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、信濃町集積所の利用は平成31年3月1日からとする。

附 則(令和元年7月29日告示第83号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

信濃町一般廃棄物集積所利用申請書

年 月 日

信濃町長 様

申請者 集 落 名

郵便番号 〒

住 所

氏 名

⑩

電 話

信濃町一般廃棄物集積所の利用許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用施設名	信濃町一般廃棄物集積所	
別荘の所在	信濃町大字	
ごみの種類	可燃ごみ	
個人の事業系ごみに関する事項	事業系ごみ搬入 有 ・ 無 ※どちらかに○印	
	事業所関係	名 称 ()
		所在地 (信濃町大字)
申請理由		
1回平均搬入量	kg	
別荘所有者等に関する事項	別荘の所在	信濃町大字
	通知発送先	住 所 ・ 別 荘 ※どちらかに○印

※事業系ごみの信濃町集積所への搬入は、個人のみとし、1回の搬入量は家庭ごみを含め30kgまでとする。

（表面）

信濃町一般廃棄物集積所利用許可証（許可第 号）	
氏 名	
住 所	
上記の者は、信濃町一般廃棄物集積所の利用者であることを証明する。	
有効期限	許可の日 ～ 年 月 日
ごみの種類	可燃ごみ
事業系ごみ	有 ・ 無
長野県上水内郡信濃町大字柏原428-2 信濃町長	

（裏面）

<ol style="list-style-type: none">1 信濃町のごみ分別方法により信濃町集積所を利用してください。2 信濃町集積所の収集・運搬の対象は、可燃ごみです。3 町指定のごみ袋を、ごみ袋の中身を確認できるように使用してください。4 手数料は、町指定ごみ袋に100円の収入証紙を貼付し納入してください。5 集積所では、係員の指示に従ってください。6 ごみを持ち込む際は、毎回必ず本許可証を係員に提示してください。7 上記の利用方法によらない場合は、ごみを出すことができません。 <p>◎許可証の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。2 この証を滅失し、又は損傷した時は、すみやかに届出なければならない。3 この許可の有効期限満了後の利用には、更新手続きが必要です。4 信濃町集積所の利用をやめる場合は、この許可証を直ちに返納すること。

様式第3号（第8条関係）

信濃町一般廃棄物集積所利用許可証再交付申請書

年 月 日

信濃町長 様

申請者 住所
氏名
電話



信濃町一般廃棄物集積所の利用許可証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用施設名	信濃町一般廃棄物集積所	
ごみの種類	可燃ごみ	
個人の事業系ごみに関する事項	事業系ごみ搬入 有 ・ 無 ※どちらかに○印	
	事業所関係	名称 ()
		所在地 (信濃町大字)
再交付申請の理由		
1回平均搬入量	kg	